

インターネットバンキングを利用した不正送金被害への補償対応について

インターネットバンキングによる不正送金の手口は、コンピュータウイルスやフィッシング画面を利用したID・パスワードの窃取およびパソコンの遠隔操作に見られるように、極めて高度化・巧妙化しています。

当金庫では、このような状況を踏まえ、インターネットバンキングを安心してご利用いただくためのセキュリティ強化に努めておりますが、万一、お客様が不正送金被害に遭われた場合にも、補償の前提条件および補償要件に基づき補償の対応を行います。

記

1. 補償金額

個人のお客様	原則として全額
法人のお客様	最高1,000万円（1契約あたりの年間補償限度額となります）

※後記の補償の前提条件、補償要件の遵守状況等により「補償対象外」または「補償減額」となる場合がありますのでご注意ください。

2. 補償の前提条件

- ①被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
（通知日の30日前以降に発生した被害が補償対象となります）
- ②当金庫の調査に対し、十分なお説明をいただいていること。
- ③警察署に被害事実等の説明を行い、捜査に協力されていること。

3. 不正送金被害に対する補償要件

（1）「補償対象外」となり得る場合の要件

- ①お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人により行われた場合、もしくは加担して行われた場合
- ②お客様の役員、従業員または使用人等の会社関係者により行われた場合、もしくは加担して行われた場合
- ③被害状況についての当金庫への説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ④契約者ID、各種暗証番号等の本人確認情報や利用端末を第三者に提供または貸与した場合
- ⑤端末が盗難に遭った場合において、契約者ID、各種暗証番号等の本人確認情報を端末に保存していた場合

- ⑥電子証明書方式を利用できる環境であるにもかかわらず、電子証明書方式を利用していない場合【ビジネスインターネットバンキングをご利用のお客様】
- ⑦第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合
- ⑧上記と同程度の過失が認められた場合
- ⑨戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して行われた場合

(2)「補償減額」となり得る場合の要件

- ①ウイルス対策ソフト（当金庫が提供しているものを含みます）を利用していない場合、あるいは利用していても最新の状態で利用していない場合
- ②当金庫が推奨するOS（基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外で利用している場合
- ③端末のOS、ブラウザを最新の状態にせず長期間放置させていた場合
- ④契約者ID、各種暗証番号等の管理が適切に行われていない場合および各種暗証番号等を定期的に変更していない場合
- ⑤ワンタイムパスワードを利用していない場合
- ⑥当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法で、フィッシング画面等へ不用意に契約者ID、各種暗証番号等を入力してしまった場合
- ⑦上記と同程度の注意義務違反が認められた場合

4. 補償基準

お客様が被害に遭われた状況、前記の補償の前提条件および補償要件の遵守状況を踏まえ、個別の事案ごとに補償金額を決定させていただきます。

5. ご連絡先

不正送金・不正アクセスに気付かれた場合は、速やかにお取引店または以下のフリーダイヤルにご連絡ください。

平 日 8：45～19：00	0120-539-539 ※碧海信用金庫EBサポートが受付します
上記時間以外および休日 (12月31日～1月3日は休日扱いとなります)	0120-552-773 (ご相談窓口番号 1) ※しんきん監視センターが受付します

以 上
(令和2年12月1日現在)